

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第1号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
学校名	区分	教育の 対象者	部	課程 等	学 科	修業 年限	学校名	区分	教育の 対象者	部	課程 等	学 科	修業 年限
[略]							[略]						
岩手県立盛岡 峰南高等支援 学校		知的障 害者	高等 部	全日 制	普通科	3年	岩手県立盛岡 峰南高等支援 学校		知的障 害者	高等 部			
				全日 制	家政科	3年							
				全日 制	生活科 学科	3年					全日 制	生活科 学科	3年
				全日 制	農芸科	3年							
				全日 制	農産技 術科	3年					全日 制	農産技 術科	3年
				全日 制	工芸科	3年							
				全日 制	加工生 産科	3年					全日 制	加工生 産科	3年
[略]							[略]						
[略]							[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。													
附 則													
この規則は、平成23年4月1日から施行する。													